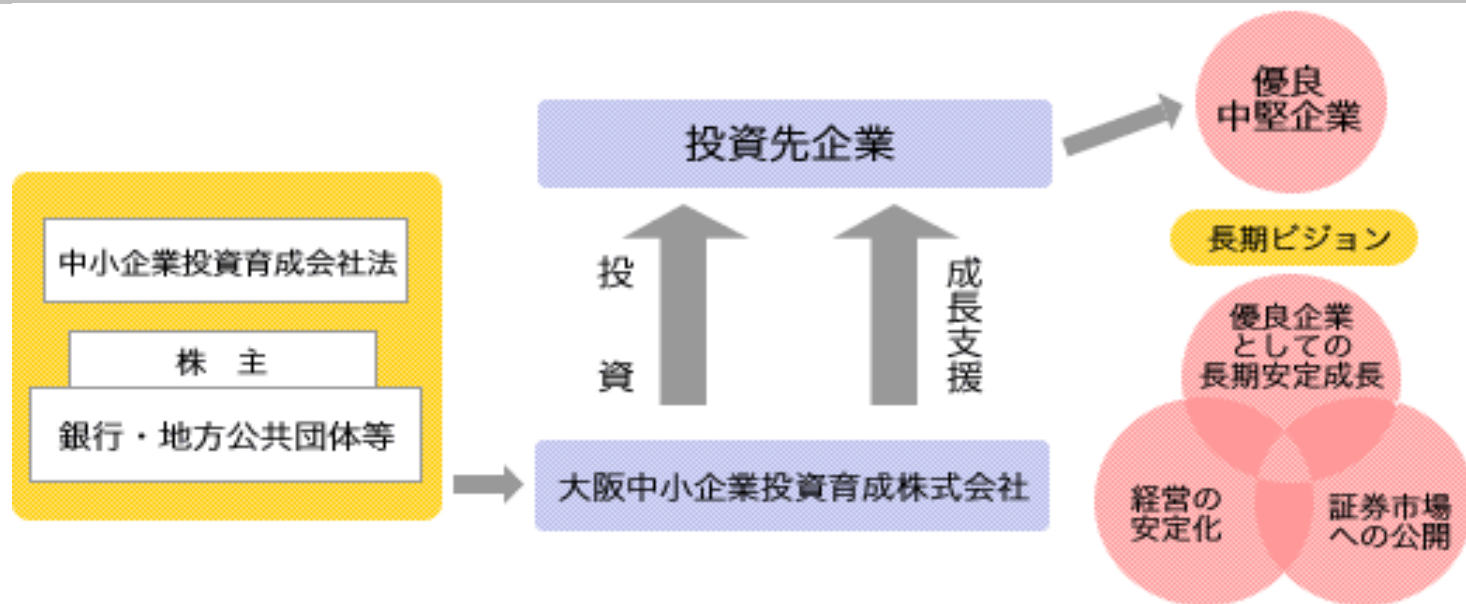


# 投資育成会社の概要



- 「**中小企業投資育成株式会社法**」に基づき、中小企業の自己資本の充実と健全な成長発展を支援する目的で、昭和38年に設立された政策実施機関です。
- 資本金3億円以下の中堅・中小企業を対象に、増資新株等を引き受けることを主業務としています。
- ご投資後は、日常の経営相談はもとより、人材育成、ビジネスマッチング、各種情報提供などを通じまして、各分野の専門家とも連携しながら、企業の安定的な成長を支援します。